

監査結果報告

地方自治法第292条において準用する同法第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を四市複合事務組合監査基準に則り、次のとおり実施した。

第1 監査の対象

事務局管理係

第2 監査の範囲

令和2年4月1日から令和2年8月31日までの間の財務に関する事務等の執行について（必要に応じて上記以外の期間についても範囲とした。）

第3 監査を実施した監査委員

中 村 章

勝 又 勝

第4 監査の着眼点

①予算の執行状況、②現金の取扱状況、③書類の整理状況、④財産の管理状況等について、合規性を主眼に、リスクに応じた着眼点を設定し予備調査を行うとともに、予備調査を基に監査の必要性及び効果等を考慮して対象事業を選定し、事業の執行について、効率性、経済性及び有効性の観点から監査を実施した。

第5 監査の実施内容

令和2年10月1日から令和2年12月23日まで、監査対象部局及び監査委員事務局において、関係書類について調査確認するとともに、現地調査を行い、併せて関係職員から事情聴取を実施した。

第6 監査の結果

1 予算の執行状況 (事務局管理係)

(歳入)

(令和2年8月31日現在)

款	項	目	節	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)
2 分担金 及び 負担金	1 負担金	1 民生費 負担金	1 老人 福祉 負担金	円 77,958,000	円 42,958,000	円 42,958,000	円 0
		2 衛生費 負担金	1 斎場 費 負担金	126,417,000	70,417,000	70,417,000	0
4 財産収入	1 財産運用 収入	1 基金運用 収入	1 基金運用 収入	7,000	0	0	0
7 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	13,978,000	13,684,893	13,684,893	0
8 諸収入	1 雑収入	1 雑収入	2 雑収入	245,000	42,607	38,998	3,609
合 計				218,605,000	127,102,500	127,098,891	3,609

(歳出)

款	項	目	予算現額 (A)	支出済額 (B)	執行率 (B)/(A)	予算残額 (A) - (B)
1 議会費	1 議会費	1 議会費	円 1,272,000	円 436,680	% 34.3	円 835,320
2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	212,333,000	82,690,058	38.9	129,642,942
6 予備費	1 予備費	1 予備費	5,000,000	0	0.0	5,000,000
合 計			218,605,000	83,126,738	38.0	135,478,262

2 監査の結論

監査した結果、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

[指摘事項]

③ 書類の整理状況

四市複合事務組合財務規則第2条第4項の規定において準用する船橋市物品管理規則第13条では、物品出納員等は、物品の出納、保管その他の状況を明らかにするため、帳簿を備え、整理しなければならないとされているが、図書購入について、図書整理簿が備えられておらず、また支出命令伺書の立会人及び記帳確認の押印がなかった。

[要望事項]

今回、書類の整理状況として、公印及び個人情報に係る関係書類の保管状況、また物品の管理状況として、切手の在庫管理状況について確認した。

それぞれ、鍵のかかるロッカー及び金庫で管理されていたが、鍵の管理者が特定されていなかった。

施錠管理する場合は、鍵の管理者を定めるとともに、管理者不在の場合の代理者を定めるべきである。さらには、改めて何が保管されているか整理し、鍵の管理に関するマニュアル等の整備も併せて検討されるよう要望する。